

「宮っ子の誓い」について

1 制定の目的

本市においては、市民と行政が共有する人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」を平成17年に策定したが、その実現のためには、特に人格の基礎が培われる、幼児期から青年初期（18歳まで）において、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身につけることが重要であることから、日常生活の中で、子どもたち自らが実践できる行動規範となるとともに、学校や家庭、地域等が一体で子どもを育むための拠り所となる、「宮っ子の誓い」を制定するもの。

2 制定経過及びスケジュール

平成19年 8月～	(仮称)宮っ子の誓い制定懇談会(4回開催) 起草委員会(3回開催) (仮称)宮っ子の誓い制定委員会(3回開催) 教育委員会における協議 教育懇談会(小中学生・高校生との意見交換)
平成19年11月	パブリックコメントの実施 アンケート調査(小中学生約800名対象)
平成19年12月	(仮称)宮っ子の誓い制定懇談会から提言 教育委員会での審議
平成20年 1月～	周知・活用

3 内容及び特徴

〔制定方針〕

- ・子どもが理解しやすく、自らが主体的に取り組めるもの
- ・子どもが未来に夢や希望をもつことができるもの
- ・大人と子どもが共に実践できるもの
- ・他人や自然、社会など、他とのかかわりを十分盛り込んだもの
- ・幼児期から青年初期の幅広い年代の子どもが、自らの行動を深く考えられるもの
- ・本市の歴史や地域性などに基づき、宇都宮市民としての誇りをもてるもの

〔内容〕

- ・宮っ子の誓い・・・・・・別紙資料1

〔特徴〕

- ・「きまり」「よわい人」「美しいもの」「夢」というキーワードを設定し、子ども一人一人が、発達段階に応じて、その意味を受け止められるよう配慮している。
- ・子どもだけでなく、大人も共に取り組む内容となっている。
- ・地域性・市民性を前文に盛り込み、本市ならではの内容となっている。

4 推進方策

【学校】

- ・ 宮っ子カードやリーフレット等の配布
- ・ 学校の授業で取り上げるなどで「誓い」を活用した教育活動の展開

【地域】

- ・ 学校や公共施設（地区市民センター）等への看板などの掲示
- ・ 宇都宮城址公園の土塁内の空間を利用し、「誓い」を活用した道徳教育の展開
- ・ 青少年育成市民会議，子ども会等の各種団体との連携

【家庭】

- ・ 「宮っこだより」やPTAの広報紙などを通じた周知・啓発

【企業】

- ・ 企業関係団体等が行っている青少年育成活動や広報等と連携

【その他】

- ・ フォーラムの開催
- ・ ジュニア未来議会での唱和など庁内関係事業との連携